第二十三条の八の二第二項第一号イ中「特定貸付農地等について猶予適用者が行つた特定貸付けが法第七十条の六の二第一項第一号に掲げる貸付けである場合（」を削り、「に該当する場合を除く。）」を「以外の場合」に、「その旨及び当該」を「特定貸付農地等について猶予適用者が」に改め、同号ロ中「法第七十条の六の二第一項第二号に掲げる貸付けである」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる」に、「同号に規定する農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条」を「当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項」に改める。

第二十五条の二第二項中「第四十二条第一項第二号イ及び第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第三十条の二第四項中「（平成二十六年経済産業省令第一号）」を削る。

第三十条の三の見出し中「経営強化計画」を「経営強化計画等」に改め、同条第一項に次の二号を加える。

三　当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合　当該実施計画に係る認定の日及び当該実施計画が提出された日

四　当該登記に係る事項が法第八十条の二に規定する変更後の実施計画に係る主務大臣の認定に係る場合　当該変更後の実施計画に係る認定の日及び当該変更後の実施計画が提出された日

第三十一条の八第一項中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に、「第四十四条の三第三項第三号」を「第四十四条の二第三項第三号」に改め、同条第二項中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第二項各号」に改め、同項第四号イ中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四十四条の三第三項第二号」を「第四十四条の二第三項第二号」に改め、同条第四項中「第四十四条の三第三項第三号」を「第四十四条の二第三項各号」に改める。

第三十一条の九第一号イ中「第四十四条の三第一項」を「第四十四条の二第一項」に改め、同条第二号ハ中「第四十四条の三第三項」を「第四十四条の二第三項」に改める。

第三十七条第一項中「同項」を「同条第一項」に、「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に、「なる時」を「なくなる時」に改める。

第三十七条の三第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に改める。

第三十七条の三の二第一項第一号中「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地が異なる場合には納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号において同じ。）」を削り、同条第二項第一号中「（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。）」を削る。

第三十七条の四の見出しを「（日本国籍を有する免税購入対象者の確認書類等）」に改め、同条第三項中「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第五項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に、「次条第五項」を「次条第五項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第四十六条の八の二第二項第二号ロ」を「第四十六条の八の二第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　施行令第四十六条の八の二第三項第一号ロに規定する書類に記載された事項は、当該書類に記載された事項のうち、次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　在留証明　次に掲げる事項

イ　在外公館の名称

ロ　発給年月日

ハ　免税購入対象者（法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者をいう。次号ロ及び次条第五項第一号において同じ。）の本籍

ニ　発給番号

二　戸籍の附票の写し　次に掲げる事項

イ　作成年月日

ロ　免税購入対象者の本籍

第三十七条の四第一項中「第四十六条の八の二第二項第一号ロ」を「第四十六条の八の二第三項第一号イ」に、「記載された情報」を「係る情報」に、「次条第五項」を「次条第五項第一号」に、「第六条第一項各号」を「第六条第二項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第四十六条の八の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて、その者が最後に入国した日から起算して六月前の日以後に作成されたものとする。

第三十七条の四の二第一項中「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第五項」に改め、同項第四号中「第四十六条の八の二第十項」を「第四十六条の八の二第十一項」に改め、同条第三項中「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第五項」に、「同条第六項」に改め、同条第四項中「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第九項」に改め、同項第一号中「居住者（法第八十七条の六第三項に規定する居住者をいう。）となる」を「免税購入対象者でなくなる」に改め、同条第六項中「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第十項」に、「前条第二項」を「前条第四項」に改め、同条第七項中「第四十六条の八の二第五項」に改める。

第三十七条の四の三第一項中「第四十六条の八の二第十項前段」を「第四十六条の八の二第十一項前段」に、「第四十六条の八の二第十項に」を「第四十六条の八の二第十一項に」に、「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第五項」に、「第四十六条の八の二第十項」を「第四十六条の八の二第十一項前段」に改め、同条第二項中「第四十六条の八の二第十一項前段」に、「第四十六条の八の二第十項第一号」を「第四十六条の八の二第十一項第一号」に改める。

第三十七条の四の四第一項中「以下第十条」を「第十条」に、「第十八条第二項第四号」を「第十八条第三項第一号ロの規定により提供を受けた同条第一項第一号に規定する書類の写し、同条第三項第四号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第二項第五号」を「同条第三項第五号」に、「同条第二項第三号ロ」を「同条第三項第三号ロ」に、「酒類製造者は」を「酒類製造者（同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）は」に、「第四十六条の八の二第二項第二号ロ」を「第四十六条の八の二第三項第二号ロ」に、「同条第六項の」を「同条第七項の」に、「第四十六条の八の二第十項後段」を「第四十六条の八の二第十一項後段」に、「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に、「第四十六条の八の二第四項」を「第四十六条の八の二第五項」に、「同条第十項後段」を「同条第十一項後段」に改め、同条第二項中「第四十六条の八の二第三項第二号」に、「第十八条第二項第三号」を「第十八条第三項第三号」に、「同条第一項」を「同条第二項」に、「同条第二項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第二項第三号」を「同条第三項第三号」に改める。

第三十七条の四の五第三項中「第四十六条の八の二第十四項」を「第四十六条の八の二第十五項」に改める。

第三十七条の四の九第一項中「第二十七条の二」を「第二十七条の二第二項」に、「、第三号又は第四号に掲げる」を「若しくは第三号から第五号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する」に、「「第七条第三項」を「「第五条第六項、第七条第三項」に、「又は第十五条の四第四項」を「、第十五条の三第二項、第十五条の四第四項又は第十六条第六項」に改める。

第三十七条の四の十中「第四十六条の八の六第一項第二号」を「第四十六条の八の八第一項第二号」に改める。

第四十条の五第二項中「第五条」を「第十六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。